

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月14日
【四半期会計期間】	第71期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	オイレス工業株式会社
【英訳名】	OILES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯田 昌弥
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号
【電話番号】	(03) 5781 - 0780 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 企画管理本部長 須田 博
【最寄りの連絡場所】	神奈川県藤沢市桐原町8番地
【電話番号】	(0466) 44 - 4878 (代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 経理部長 佐藤 和仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第3四半期連結 累計期間	第71期 第3四半期連結 累計期間	第70期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	38,188	43,231	52,977
経常利益 (百万円)	2,396	4,387	3,762
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,702	2,890	2,525
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,603	4,106	3,222
純資産額 (百万円)	60,902	64,791	62,557
総資産額 (百万円)	78,134	82,269	80,615
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	54.38	92.00	80.63
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.8	78.1	76.4

回次	第70期 第3四半期連結 会計期間	第71期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	43.76	30.92

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当企業グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限や供給不足が緩和され回復傾向にあるものの、当社の属する製造業においては資源価格の高騰といった新たな懸念材料や、オミクロン株の世界的な感染再拡大によって需要が再び下振れするリスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような状況のもと当企業グループでは選択と集中をグループ全体にわたって徹底し、成長市場への取り組みを一層強化してまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は43,231百万円（前年同期比13.2%増）、営業利益は3,935百万円（前年同期比97.5%増）、経常利益は4,387百万円（前年同期比83.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,890百万円（前年同期比69.7%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

軸受機器

一般産業向け製品においては、インフラ整備の進行と設備投資の回復とともに建設機械・成形機向けや半導体製造装置等のFA機器向けなどが増加したことに加え、再生可能エネルギー分野向けが売上増加を後押ししました。自動車向け製品においては、新型コロナウイルス感染症の影響による部品不足の緩和を受けた自動車の増産を背景に、売上、利益とも大きく回復しました。

この結果、軸受機器の売上高は30,697百万円（前年同期比23.6%増）、セグメント利益は2,756百万円（前年同期比930.8%増）となりました。

構造機器

建築向け製品は都市再開発物件や大型倉庫物件などが堅調で前年同期以上の売上となりましたが、橋梁向け製品を中心に第4四半期以降への工期ずれがあった影響が大きく、構造機器全体では前年同期を下回る売上、利益となりました。

この結果、構造機器の売上高は7,305百万円（前年同期比9.1%減）、セグメント利益は1,012百万円（前年同期比31.7%減）となりました。

建築機器

住宅用製品は前年同期を上回る売上、利益となりましたが、ビル用の主力製品である排煙・換気装置「ウィンドウオペレーター」は第4四半期以降への工期ずれがあり、売上、利益ともに前年同期を下回りました。

この結果、建築機器の売上高は4,164百万円（前年同期比5.7%減）、セグメント利益は151百万円（前年同期比37.1%減）となりました。

なお、地域に関する情報のうち、顧客の所在地を基礎とした売上高は、日本向けが28,170百万円（連結売上高に占める割合は65.2%）、北米向けが2,847百万円（同6.6%）、欧州向けが2,200百万円（同5.1%）、アジア向けが8,879百万円（同20.5%）、その他向けが1,133百万円（同2.6%）となり、海外向け売上高の合計は前年同期の12,087百万円（同31.7%）から24.6%増加し、15,061百万円（同34.8%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりであります。

前連結会計年度末に比べ、総資産は1,654百万円増加、負債は579百万円減少、純資産は2,234百万円増加した結果、自己資本比率は前連結会計年度より1.7ポイント増加して78.1%となりました。

資産の増減の主なものは、流動資産では現金及び預金の1,703百万円の減少、仕掛品の824百万円の増加、原材料及び貯蔵品の1,024百万円の増加、固定資産では有形固定資産の422百万円の増加、投資有価証券の894百万円の増加であります。

負債の増減の主なものは、流動負債では支払手形及び買掛金の715百万円の増加、未払法人税等の245百万円の増加、賞与引当金の517百万円の減少であります。固定負債では長期借入金の1,316百万円の減少であります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第3四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更を行いました。その内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為(以下「大規模買付行為」といいます。)があったとしても、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきことと考えております。

最も、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(b) 不適切な支配防止のための取り組み及び取締役会の判断

1) 企業価値向上策

当企業グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

さらに、当企業グループは経営理念の実現のため、以下の長期ビジョンを掲げ、中期経営計画と年次経営計画を連動させ、グローバル市場でのオイレスブランドの確立に向け、取り組んでおります。

[長期ビジョン]

- ・世界が求める製品と技術を通して、地球環境の保全に寄与し、「安心」「安全」「快適」を届ける企業
- ・トライボロジー技術(摩擦・摩耗・潤滑)とダンピング技術(振動制御)を究め、「世界に一つ」の製品を創り出す市場創造企業
- ・高い社会貢献性を有する事業により、社会的責任(CSR)を果たし、持続可能な社会の実現に役立つ企業

2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、事前警告型の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました(2021年6月29日開催の当社第70回定時株主総会の決議による変更を含み、以下「本方針」といいます。)。本方針は、大規模買付行為をおこなう者(以下「大規模買付者」といいます。))があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるというものです。

3) 上記の取り組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記1)の取り組みは企業価値の向上のための基本的な施策であることから、また、上記2)の取り組みは、以下の理由から、いずれも上記(a)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a) 本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

b) 本方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

c) 本方針は、第70回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効しており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d) 本方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

e) 本方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は1年のため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,733百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当企業グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	153,200,000
計	153,200,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,300,505	34,300,505	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,300,505	34,300,505	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	34,300,505	-	8,585	-	9,474

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,249,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,933,300	319,333	-
単元未満株式	普通株式 117,905	-	-
発行済株式総数	34,300,505	-	-
総株主の議決権	-	319,333	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数(個)」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、㈱日本カストディ銀行(信託E口)の保有する株式が「株式給付信託(BBT)」にかかる112,300株(議決権の数1,123個)及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」にかかる502,800株(議決権の数5,028個)が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
オイレス工業株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	2,249,300	-	2,249,300	6.56
計	-	2,249,300	-	2,249,300	6.56

- (注) 1. ㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式のうち「株式給付信託(BBT)」にかかる112,300株及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」にかかる502,800株については、上記自己株式等の数には含めておりません。
2. 当第3四半期会計期間末日現在における所有株式数は、単元未満株式の買取を含めて2,249,432株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は6.56%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,572	19,869
受取手形及び売掛金	17,889	17,446
商品及び製品	3,844	4,394
仕掛品	3,247	4,072
原材料及び貯蔵品	2,535	3,560
その他	861	761
貸倒引当金	44	50
流動資産合計	49,905	50,054
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,330	11,738
機械及び装置(純額)	5,071	5,121
土地	2,895	2,874
その他(純額)	4,777	2,763
有形固定資産合計	22,075	22,498
無形固定資産		
	369	343
投資その他の資産		
投資有価証券	6,128	7,022
退職給付に係る資産	113	137
その他	2,037	2,228
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	8,264	9,373
固定資産合計	30,709	32,215
資産合計	80,615	82,269

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,423	6,138
1年内返済予定の長期借入金	1,090	1,090
未払法人税等	494	740
賞与引当金	1,026	508
役員賞与引当金	88	72
株主優待引当金	118	-
その他	2,709	3,091
流動負債合計	10,950	11,640
固定負債		
長期借入金	5,297	3,981
役員退職慰労引当金	63	68
役員株式給付引当金	69	96
退職給付に係る負債	478	402
その他	1,197	1,290
固定負債合計	7,107	5,838
負債合計	18,058	17,478
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,585	8,585
資本剰余金	9,610	9,615
利益剰余金	46,955	48,243
自己株式	5,144	4,959
株主資本合計	60,006	61,483
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,835	2,113
為替換算調整勘定	65	792
退職給付に係る調整累計額	187	147
その他の包括利益累計額合計	1,582	2,758
非支配株主持分	967	549
純資産合計	62,557	64,791
負債純資産合計	80,615	82,269

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	38,188	43,231
売上原価	25,853	28,786
売上総利益	12,334	14,444
販売費及び一般管理費	10,342	10,509
営業利益	1,992	3,935
営業外収益		
受取利息	59	47
受取配当金	115	211
為替差益	-	3
受取保険金	14	127
助成金収入	212	6
その他	95	121
営業外収益合計	497	516
営業外費用		
支払利息	16	18
為替差損	10	-
デリバティブ評価損	45	37
その他	21	9
営業外費用合計	93	64
経常利益	2,396	4,387
特別利益		
投資有価証券売却益	69	10
特別利益合計	69	10
特別損失		
固定資産処分損	55	138
投資有価証券売却損	-	0
投資有価証券評価損	63	-
特別損失合計	119	138
税金等調整前四半期純利益	2,346	4,259
法人税等	631	1,302
四半期純利益	1,715	2,956
非支配株主に帰属する四半期純利益	12	66
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,702	2,890

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	1,715	2,956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	536	278
為替換算調整勘定	699	831
退職給付に係る調整額	50	39
その他の包括利益合計	112	1,149
四半期包括利益	1,603	4,106
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,676	4,066
非支配株主に係る四半期包括利益	72	40

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識することといたしました。

また、当社グループが顧客から受け取る対価は、値引き等の変動対価を含んでいる場合がありますが、顧客から受け取る対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動対価を見積り、その不確実性が解消される際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、収益を認識することといたしました。なお、変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、直近の情報に基づき定期的な見直しをしております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までにおこなわれた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理をおこない、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高が65百万円減少し、売上原価が25百万円減少し、営業利益が40百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ20百万円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えをおこなっておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第 3 四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託 (BBT) の導入)

当社は、2018年 6 月28日開催の第67回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役 (社外取締役を除きます。) 及び執行役員 (以下、「取締役等」といいます。) に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」 (以下、「本制度」といいます。) を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託 (以下、「本信託」といいます。) を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下、「当社株式等」といいます。) が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、当社取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社取締役等の退任時となります。

連結貸借対照表に計上した本制度にかかる株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、前連結会計年度末268百万円(115千株)、当第 3 四半期連結会計期間末260百万円(112千株)であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引の再導入)

当社は、2020年11月 4 日開催の取締役会決議に基づき、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託 (従業員持株会処分型) 」 (以下、「本制度」といいます。) を再導入しております。本制度は、「オイレス従業員持株会」及び「オイレスグループ従業員持株会」 (以下、「持株会」といいます。) に参加するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託 (従業員持株会処分型) 契約書」 (以下、「本信託契約」といいます。) を締結します (本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) 。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。株式会社日本カストディ銀行は、信託 E 口において、今後 5 年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式をあらかじめ一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託 E 口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者 (従業員) に分配します。他方、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額は、前連結会計年度末856百万円(576千株)、当第 3 四半期連結会計期間末678百万円(456千株)であります。総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、前連結会計年度末932百万円、当第 3 四半期連結会計期間末706百万円であります。

(新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大や長期化による不確実性は依然、高い状況にあります。本感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の拡大や収束時期等を予測することは困難なことから、当連結会計年度以降についても一定期間にわたり当該影響が継続する一方で、地域ごとに状況は異なりますが、引き続き2022年 3 月期から2023年 3 月期にかけて徐々に収束し、経済状況は改善するものと仮定のうえで、当社グループは当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、将来の収益見込や繰延税金資産の回収可能性等の会計上必要となる見積りをおこなっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素も多く、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済がおこなわれたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	- 百万円	173百万円
支払手形	-	48

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	2,067百万円	2,198百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)

配当金支払額

2020年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・785百万円

(ロ) 1株当たり配当額・・・25円

(ハ) 基準日・・・・・・・・2020年3月31日

(ニ) 効力発生日・・・・・・・・2020年6月30日

(ホ) 配当の原資・・・・・・・・利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金2百万円を含めております。

2020年11月4日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・471百万円

(ロ) 1株当たり配当額・・・15円

(ハ) 基準日・・・・・・・・2020年9月30日

(ニ) 効力発生日・・・・・・・・2020年12月11日

(ホ) 配当の原資・・・・・・・・利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金1百万円を含めております。

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年12月31日)

配当金支払額

2021年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・801百万円

(ロ) 1株当たり配当額・・・25円

(ハ) 基準日・・・・・・・・2021年3月31日

(ニ) 効力発生日・・・・・・・・2021年6月30日

(ホ) 配当の原資・・・・・・・・利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金2百万円及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」信託E口に対する配当金14百万円を含めております。

2021年11月4日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・801百万円

(ロ) 1株当たり配当額・・・25円

(ハ) 基準日・・・・・・・・2021年9月30日

(ニ) 効力発生日・・・・・・・・2021年12月6日

(ホ) 配当の原資・・・・・・・・利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金2百万円及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」信託E口に対する配当金12百万円を含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	軸受機器	構造機器	建築機器	計				
売上高								
外部顧客への売上高	24,829	8,040	4,416	37,286	901	38,188	-	38,188
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	-	0	2	25	28	28	-
計	24,831	8,040	4,417	37,289	927	38,216	28	38,188
セグメント利益又は損 失()	267	1,482	241	1,991	4	1,986	5	1,992

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、伝導機器事業等であります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	軸受機器	構造機器	建築機器	計				
売上高								
外部顧客への売上高	30,694	7,305	4,148	42,148	1,083	43,231	-	43,231
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	-	15	18	50	68	68	-
計	30,697	7,305	4,164	42,166	1,133	43,300	68	43,231
セグメント利益又は損 失()	2,756	1,012	151	3,920	18	3,938	3	3,935

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、伝導機器事業等であります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方針を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「外部顧客への売上高」は、軸受機器事業で63百万円、建築機器事業で2百万円減少しております。また、「セグメント利益」は、軸受機器事業で37百万円、建築機器事業で2百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを当社及び連結子会社の地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	
	軸受機器	構造機器	建築機器	計			
日本	16,797	7,305	4,148	28,251	1,083	29,335	
海外	北米	3,586	-	-	3,586	-	3,586
	欧州	2,324	-	-	2,324	-	2,324
	中国	5,220	-	-	5,220	-	5,220
	アジア	2,764	-	-	2,764	-	2,764
	その他	0	-	-	0	-	0
海外	13,896	-	-	13,896	-	13,896	
外部顧客への売上高	30,694	7,305	4,148	42,148	1,083	43,231	

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、伝導機器事業等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	54.38	92.00
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,702	2,890
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,702	2,890
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,311	31,416

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「普通株式の期中平均株式数」は、四半期連結財務諸表において自己株式として処理している株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式を含めて算定しております。これらの期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間では176千株、当第3四半期連結累計期間では634千株であります。

(重要な後発事象)

(従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度に基づく自己株式の処分)

当社は、2021年12月22日に当社従業員に対してオイレス従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)を通じて譲渡制限付株式を付与する制度(以下「本制度」といいます。)の導入を公表いたしました。2022年2月4日開催の取締役会において、以下のとおり、本制度に基づき、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)をおこなうことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2022年3月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 63,770株(注)
(3) 処分価額	1株につき 1,630円
(4) 処分総額	103,945,100円(注)
(5) 割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による (オイレス従業員持株会 63,770株) なお、各対象従業員への付与株式数は70株とし、一部申込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、2022年2月4日時点における最大値であり、本持株会の会員資格を有し対象従業員となり得る最大人数である当社従業員911名に、創立70周年を記念して1名につき70株を付与するものと仮定して計算しています。実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月22日付「従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ」のとおり、2022年3月に創立70周年を迎えるにあたり、当社従業員の日頃の貢献に感謝の意を表すること、当社企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与によって当社従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び譲渡制限付株式の付与を通じて当社従業員の財産形成の一助とすることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するため、2022年2月4日開催の取締役会における決議に基づき、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての当社普通株式につき自己株式の処分をおこなうものです。

2【その他】

2021年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しております。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・801百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・25円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・2021年12月6日

(注) 1. 2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いをおこないました。

2. 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」信託E口に対する配当金2百万円及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」信託E口に対する配当金12百万円を含めております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

オイレス工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小口 誠司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオイレス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オイレス工業株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。